



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 47 2008年01月04日

台湾における外国人名義特許出願(又は意匠出願)に対する 初審査及び再審査の審査意見書に指定の応答期間について

経済部知的財産局より、2008年1月1日以降、外国人名義特許出願(又は意匠出願)に対する初審査及び再審査の審査意見に指定の応答期間を60日から90日に延長し、更に1回に限り請求により90日間の延長を認めることが2007年12月26日付で公表されました。

従って、その応答期間は、延長により最長として180日間になります。また、その経過措置は、次の通りです。併せてご案内申し上げます。

- (1) 2007年12月31日迄に発した審査意見書に指定の応答期間(60日間)について、2008年1月1日以降満了するものは、自動的に90日間に延長することを適用されます。
- (2) 2007年12月31日迄に発した延長許可通知書に認めた延長の期間(60日間)について、2008年1月1日以降満了するものは、自動的に90日間に変更されます。
- (3) 2007年12月31日迄に、その指定の応答期間(60日間)又は認めた延長の期間(60日間)が満了し応答がないものは、直ちに査定が出されます。但し、2007年12月31日迄にその査定(処分)が送達されていないものは、その応答期間を90日に、延長後の応答期間の合計日数を180日に変更されます。

一方、内国人名義出願の場合は、従前通り、指定の応答期間を60日とし、1回に限り請求により60日間の延長を認められます。

以上